

生活困窮者一時生活支援事業実施要領

1 事業の目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第7条第2項第1号に基づき、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供を行うとともに、地域社会から孤立しているもの等に一定期間、訪問による見守りや生活支援等を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は北海道（総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。））とする。ただし、自立相談支援事業を受託する者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 用語の定義等

(1) 「住宅扶助基準に基づく額」とは、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3」による額とする。ただし、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-4-(1)-ア、第7-4-(1)-オ及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知第7-56に基づく運用を行っている場合は、当該限度額によるものとする。

(2) 「基準額」は、次のとおり算出するものとする。

ア) 申請者の居住地である各市町村の条例により、申請者の世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

イ) 申請者が給与所得者であるか否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、ア) で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000円未満切り捨て）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ウ) イ) で求めた収入額に1/12を乗じることにより基準額を算出する（1,000円未満切り上げ）。

4 実施体制

事業の利用を希望する生活困窮者からの申請に基づき、総合振興局等が利用を決定する。なお、事業の利用に係る相談・受付業務、事業を利用する者に対する支援業務は、各総合振興局等が設置する自立相談支援機関（法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関。以下同じ。）において実施する。

5 事業の対象者

一定の住居を持たない生活困窮者で、自立相談支援機関に相談申込をした者であって、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第6条に該当する者を対象とする。なお、規則第6条に該当する者とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 次の①及び②のいずれにも該当する者。

- ① 本事業の利用申込書を提出した日（以下この号において「申込日」という。）の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

申込日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。なお、「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。

なお、「収入」とは、給与収入の場合は社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く。）とし、雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当及び年金等の公的給付は収入として算定し、借入金は収入として算定しない。また、未成年かつ就学中（対象となる学校等に、大学等の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程など昼間以外の課程は含まない。）の子の収入は、収入に含まない。

- ② 申込日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。なお、金融資産とは、金融機関に対する預貯金及び現金をいい、債権、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。

- (2) 上記(1)に準ずる者として、生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、総合振興局等が当該事業による支援が必要と認める者。なお、当該生活困窮者の所持金等の状況から、自ら宿泊場所を確保できると判断される者は除く。

6 事業内容

- (1) 第8の(2)により事業の利用を決定した者（同伴者がある場合は、当該同伴者も含む。以下「利用者」という。）に対し、宿泊場所及び食事（1日3食）の提供を行うとともに、必要に応じて日用品等を提供又は貸与するものとする。ただし、宿泊の支援を利用せずに、食事や日用品等の支援だけを利用することはできないものとする。
- (2) 宿泊場所、食事及び日用品等の提供又は貸与は、現物給付によることとする。

7 宿泊場所の供与を行う施設

本事業において提供する宿泊場所は、以下の(1)から(3)までのいずれかに該当し、本事業への必要な協力について設置者の了解が得られた施設等とする。

- (1) 旅館又はホテル等の宿泊施設（旅館業法第2条に規定する旅館業を行う施設をいう。）。
- (2) ホームレス等の支援のため民間団体が設置するシェルター等で、宿泊室、浴室又はシャワー室、トイレ及び洗面所の設備を備えたもの（本事業の受託事業者が自ら設置するものは除く。）。なお、この場合、当該施設が、建築基準法に定める基準等を満たしており、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものであることが必要であるので留意することとする。
- (3) 救護施設・更生施設、養護老人ホーム、障害者支援施設等の空き室等で、施設本来の業務に支障なく提供できると施設設置者が判断するもの。なお、これを恒常的に実施する場合は受入施設において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づく財産処分の手続きが必要となる場合があることや、施設運営に係る業務との間で人員基準や経理上の区分が必要となる場合があるので留意することとする。

8 支援決定

(1) 事業の利用を希望する生活困窮者は、「一時生活支援事業利用申込書」（様式第1号。以下「利用申込書」という。）に「同意書」（様式第2号）、「資産収入申告書」（様式第3号）及び次に掲げる添付書類を添えて、自立相談支援機関を経由して総合振興局等に提出するものとする。

（申込書の添付書類）

① 本人確認書類

次の書類のいずれかの写し。なお、顔写真のない証明書は2点確認することが望ましいとの取扱いを国が示しているので留意する。

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し・住民票記載事項証明書、戸籍謄本等

本人確認書類の写しの提出があった場合は、必要に応じ、原本を確認し、原本の提示があった場合は申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

ただし、個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

② 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

③ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写し

(2) 自立相談支援機関は、(1)の利用申込書等の提出を受けたときは、アセスメント結果及びプラン兼事業等利用申込書を添えて、総合振興局等に提出する。なお、利用申込書の記載事項のうち「現在の状況」について、口頭での申し立てがあった場合は、自立相談支援機関は、インテーク・アセスメントシートに当該申立事項を記載の上、総合振興局等に提出するものとする。

(3) 総合振興局等は、利用申込書等を受理したときは、当該利用申込者（同伴者として利用を希望する者を含む。）が第5の事業の対象者に該当するかどうかを審査した上で、支援の実施の可否を決定し、支援を決定したときは「支援提供通知書」（様式第4号）を、却下したときは「支援提供却下通知書」（様式第5号）を、自立相談支援機関経由で交付する。なお、総合振興局等は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第22条第1項に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に対し報告を求めるものとし、この場合、(1)で受理した同意書の写しを添付して行うものとする。

(4) 自立相談支援機関は、支援の提供に際しては、利用者に対し、事業利用上の留意事項を示した書類を交付することとし、当該留意事項は、様式第8号を参考として、提供する宿泊場所など支援の提供状況に応じ、適宜改変又は必要な事項を盛り込み作成するものとする。

9 緊急的な支援を行う場合

総合振興局等は、自立相談支援機関に相談申込をした生活困窮者が第5の(2)に該当し、緊急的に支援を行う必要があると認める場合は、第8の(1)の①から③までの添付書類及び第8の(2)のプラン兼事業等利用申込書が未提出であっても、第8の(3)による支援の決定等を行うことができるものとする。

また、支援の急迫性が認められる場合で、利用申込書、同意書及び資産収入申告書をただ

ちに提出することが困難な生活困窮者（自立相談支援機関に相談申込をした者に限る。）がある場合は、総合振興局等は、自立相談支援機関を通じて、当該生活困窮者の口頭による意思確認を行った上で、自立相談支援機関の翌営業日又は総合振興局等の翌開庁日のいずれか遅い日までの間に限り、利用申込書等の提出によらず支援の提供を認めることができるものとする。

なお、これらの緊急的な支援の後、継続的な支援を要する場合は、総合振興局等は、必要な添付書類等の提出を受けるとともに、支援調整会議等によりプランの適切性を判断し、再度支援決定を行うこととする。

10 支援提供の中止

利用者が次のいずれかに該当し、総合振興局等において、支援の継続が不適切又は困難と判断した場合は、支援の提供を中止することとし、「支援提供中止通知書」（様式第6号）を自立相談支援機関経由で交付する。なお、利用者が所在不明で、利用者あて交付することが困難な場合は、自立相談支援機関あて様式第6号により通知するものとする。また、自立相談支援機関は、利用者が次のいずれかに該当することを把握した場合、早急に総合振興局等に報告するものとする。

- (1) 規則第6条に該当しないことが明らかとなった場合
- (2) 他の施設利用者や近隣住民に迷惑をかける行為を行った場合又は法令等により禁止されている行為を行った場合
- (3) 自立相談支援事業による支援を拒否し、又は必要な指示に従わない場合
- (4) 供与された宿泊場所に帰所しない場合又は連絡が取れない場合
- (5) 所在不明となった場合
- (6) 提供された宿泊場所、食事及び日用品等を、有償か無償かにかかわらず、他人に提供し、又は自己の都合により処分した場合
- (7) 安定した住居等を確保するなど、支援の必要性がなくなった場合
- (8) その他事業の利用継続が困難と判断した場合

11 利用の辞退

第8の(1)により利用申込書を提出した者が、支援の必要がなくなり利用を辞退する場合は、支援開始前か支援開始後かにかかわらず、「利用辞退申出書」（様式第7号）を、自立相談支援機関を経由し総合振興局等に提出するものとする。

12 実施状況の記録等

自立相談支援機関は、第8から第11までにより、自立相談支援機関を経由して提出又は交付される書類について、その写しを保管すること等により、利用申込や支援決定等の状況を把握する。

また、自立相談支援機関は、「一時生活支援事業実施状況一覧」（様式第9号）により、支援の実施状況を記録するとともに、自立相談支援事業における基本帳票にも必要な事項を記録するものとする。

13 留意事項

- (1) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮し

たきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。

- (2) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続を踏まえること。
- (3) 民間団体が本事業を実施する場合、委託料の対象経費の支出に係る証拠書類（領収書等）を保管するとともに、総合振興局等が別途示す必要書類を備えることとする。
- (4) 本事業は社会福祉事業に該当しないものであり、社会福祉法人が本事業を実施する場合は、公益事業の範囲に含まれると解されること。
- (5) 本事業は法第3条第6項に規定される事業であり、本要領に記載のない事項については、「一時生活支援事業の手引き」（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別添3）及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成30年10月1日第3版）」（平成30年10月1日社援発1001第1号厚生労働省社会・援護局長通知）のほか、厚生労働省の発出する関係通知や法令解釈等を参照し、事業を実施すること。